## 津島市タウンミーティング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と市民が市政に関する対話を行う津島市タウンミーティング(以下「タウンミーティング」という。)を実施することにより、市政について幅広い市民の意見を反映し、また、市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

(参加者)

- 第2条 タウンミーティングに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。
- 2 参加者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1)特定の個人又は団体の権利に関する内容など、タウンミーティングに直接関係のない発言をしないこと。
  - (2) 大きな声を出したり、みだりに席を離れたりするなど他人の迷惑になる 行為をしないこと。
  - (3) タウンミーティングを妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。
- 3 参加者が前項の規定に違反するときは、職員は、これを制止し、その指示に 従わないときは、当該参加者を退場させることができる。

(実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施方法は、原則として、参加者と市長及び市長 が指定する市職員との対談による意見交換とする。

(開催時間及び実施場所)

- 第4条 タウンミーティングの開催時間は、参加者の利便に配慮して選定する ものとする。
- 2 タウンミーティングの実施場所は、市内とする。

(公開)

第5条 タウンミーティングは、原則として公開する。ただし、市長が必要と認 めるときは、この限りでない。

(公表)

第6条 タウンミーティングにおいて述べられた意見等の概要は、市ホームページ等により公表する。

(庶務)

第7条 タウンミーティングの主管課は、シティプロモーション課とし、テーマの所管課と協力し庶務を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施について必

要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。